定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定によって、**広島県告示第二百六十八号** 次のとおり指

平成二十三年三月二十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

株式会社鳳 四八番地 安芸高田	カル 株式会社マイ 中央区 大阪府	有限会社美泉 雲本町 広島市	み 三九番地 大田神薗字 東広島市	株式会社鳳 千代安芸	株式会社鳳	株式会社鳳 石八番地 安芸 高	式会社号式会社丁目四	名称の一	サービス事
八番地、芸高田市八	号 丁目 人 太郎 不 大阪市	四番五号本町一丁目島市南区東	九番地 加薗宇六二	八番地 代町勝田四	四八番地千代町勝田四	四八番地千代町勝田四	番 月 西 二 三 五 三	の 所 在 地主たる事務所	業予 者防
ス八千代ムメリィハウ	ティ カル廿日市サ 株式会社マイ	センター歩みデイサービス	護めぐみ訪問介	日市 ーセンター五 アルパ	ス西風新都の料老人ホー	ーセンターメリィヘルパ	式会社 広島県薬業株	名称	廃止した
五九年代町勝田四	一五号 前一丁目三番 日市市地御	五号 御条町一番二 東広島市西条	世ル三階B 四―三五慶応 正本丸五丁目	号 丁目一四番六 五日市中央一	目二番九号 区大塚西三丁 広島市安佐南	番二三号	号 丁目四番二五 エセンター三 五	所 在 地	- ビス事業を
者生活介護 定施設入居 所護予防特	販売 防福祉用具 月	所介護 介護予防通	門介護予防訪	門介護予防訪	者生活介護 定施設入居	問介護 介護予防訪	販売 防福祉用具 用具	の 種 類	
二月二八日	二月二八日 平成二三年	二月二八日 平成二三年	二月二八日	二月二八日 平成二三年	二月二八日 平成二三年	平成二三年	二月一一日平成二三年	月	廃止